

奈良県社会的養育推進計画の策定について

児童福祉法改正の理念を踏まえ、奈良県における社会的養育の推進にかかる計画を策定

主な理念 ①子どもの権利保障 ②家庭養育優先原則

[国 の 動 き]

【平成28年 児 童 福 祉 法 一 部 改 正】（平成28年6月法律公布）

- **子どもが権利の主体**であることを位置付け
- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則
- 家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（**家庭養育優先原則**）。これらが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの「良好な家庭的環境」で養育



【新しい社会的養育ビジョン】（平成29年8月公表）

- 法改正の理念を具体化するため、実現に向けた工程を提示（主な内容）
 - ・ **市区町村の子ども家庭支援体制の構築**
ソーシャルワークできる体制を概ね5年以内に確保
 - ・ **児童相談所・一時保護改革**
 - ・ **里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革**
フォスタリング機関による質の高い里親養育体制を平成32年度にすべての都道府県で整備
 - ・ **永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進**
概ね5年以内に現状の2倍の特別養子縁組成立
 - ・ **乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標**
里親委託率について、3才未満は概ね5年以内に75%を実現、就学前は概ね7年以内に75%を実現、学童期以降は概ね10年以内に50%を実現 乳児院は、今後、多機能化・機能転換
 - ・ **子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革**
施設は、概ね10年以内を目途に、小規模化・地域分散化
 - ・ **自立支援（リービング・ケア、アフター・ケア）**
概ね5年以内に里親等の代替養育機関、アフターケア機関の自立支援の機能を強化
 - ・ **都道府県計画の見直し**
この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し



【「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた国の指針等】

（平成30年7月厚生労働省通知）

- ・「都道府県社会的養育推進計画」の策定要領
 - ※ **地域の実情を踏まえつつ、上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。**
- ・「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務」のガイドライン
- ・「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化」の進め方
- ・「一時保護」のガイドライン

【奈良県社会的養育推進計画への記載事項等】

- 計 画 期 間
平成32年度からの10年間（5年で中間見直し）
- 計 画 へ の 記 載 事 項
 - ① 県における社会的養育の体制整備の**基本的考え方及び全体像**
 - ② 当事者である子どもの**権利擁護の取組**（意見聴取・アドボカシー）
 - ③ **市町村の子ども家庭支援体制の構築等**に向けた県の取組
 - ④ 各年度における**代替養育を必要とする子ども数の見込み**
 - ⑤ **里親等への委託の推進**に向けた取組
 - ⑥ パーマネンシー保障としての**特別養子縁組等の推進**のための支援体制の構築に向けた取組
 - ⑦ **施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換**に向けた取組
 - ⑧ **一時保護改革**に向けた取組
 - ⑨ 社会的養護**自立支援の推進**に向けた取組
 - ⑩ **児童相談所の強化等**に向けた取組 等

【計画策定上の一番の課題】

- ・ **乳幼児の家庭養育原則の徹底と年限を明確にした取組目標の設定**
（里親委託率：現在県18% → **就学前75%学童期以降50%（国目標）**など）

【策定スケジュール等】

- ・ H30年度 **素案作成**
現状把握の為の意見聴取
→ 児童養護施設等、有識者、市町村、社会的養育経験者 等
- ・ H31年度 **原案作成**
1月 パブリックコメント ・ 3月 議会議決

子どもが権利の主体とした社会的養育の推進